

緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業
(厚生労働省医薬局医薬品審査管理課委託事業)

緊急避妊薬を

一部薬局で試験的に販売しています



詳しくは、

特設サイトをご覧ください



緊急避妊薬を適切に利用できる
仕組みを検討するための

国の委託を受けた 調査研究

です。

国（厚生労働省）では、将来的に、**予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できる仕組み**を検討するため、薬局での販売方法などについて情報を集めるための調査研究を行うことになりました。

調査研究の一環として、一部の薬局での販売を行っています。

(研究名称：緊急避妊薬販売に係る環境整備のためのモデル的調査研究)

緊急避妊薬とは、**妊娠の心配がある性交から72時間以内に服用することで、避妊効果を得る薬です。主に排卵を遅らせることにより妊娠する可能性を低くします。効果（妊娠阻止率）は約8割です。**

● はじめに・必ずお読みください

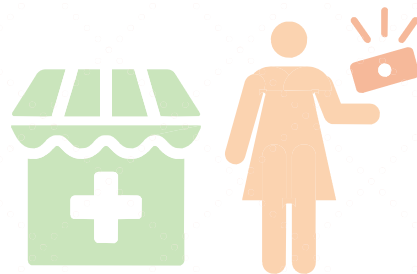
- 一部薬局での販売は、**国（厚生労働省）からの委託を受けた調査研究**として行われています。
- 購入を希望される方は、**研究への参加同意や機微な情報も含む質問やアンケート等への協力をいただける場合にのみ販売が可能**となります。
- 現在、日本で緊急避妊薬を入手する方法は、医療機関（産婦人科など）への受診による方法によります。この調査研究に薬局・購入者が参加する場合のみ、医療機関の受診を経ない、薬局での販売が認められています。

■ 販売できる方

- **緊急避妊薬を購入して服用を希望し、研究参加同意をいただける16歳以上の女性（本人）**
 - ※調査研究として本人確認を行う必要があるため、身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等）のご提示を求めます。
 - ※未成年（16歳～17歳）の方は、研究参加にあたりご本人に加えて**保護者等の同意**が必要です（人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の定めによる）。保護者等の同意がない場合は販売できません。同意を明示する方法は研究で定める方法のみに限定されますので、**薬局への同伴**が必要です。保護者等にも本人確認が必要なため、身分証明書（同上）の提示を求めます。

■ 販売できない方

- 男性
- 代理人
- 研究参加に同意いただけない方
- 妊娠している方
- 妊娠が心配な性交から服用までの時間が72時間を超える方
- 身体の状態によって緊急避妊薬が使用できない方（重篤な肝障害がある等。質問等により薬剤師が判断します）
- 性交同意年齢に達していない方（16歳未満）
- 本調査研究の説明及び同意取得はすべて日本語で行うため、日本語での確実な説明・同意などのコミュニケーションが行えない場合は、調査研究に参加できません。



■ 留意事項等

- 研究参加にあたっては、**ご自身のスマートフォンを使用したアンケートへの回答（メールアドレスの登録を含む）**を行っていただきます。
- 購入希望者の状況・状態によっては、産婦人科や**性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター**をご紹介することがあります。
- この調査研究で販売の対象外となる場合や、研究への参加を望まれない場合は、医療機関（産婦人科など）での対面診療またはオンライン診療による緊急避妊をご検討ください。



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター